ビスケット類の期限表示設定のためのガイドライン

1 目 的

- (1)厚生労働省及び農林水産省は、「食品の表示に関する共同会議」の検討を経て、平成17年2月に食品全般に共通した期限表示の設定に関する客観的なガイドラインとして「食品期限表示の設定のためのガイドライン」を策定しました。
- (2)本ガイドラインにおいては、食品の安全性や品質等を的確に評価するため「理化学試験」「微生物試験」、「官能試験」といった客観的な指標に基づいて期限を表示することを柱として、食品製造企業が期限設定の際に役立てるとともに、業界団体等が自主的に個別食品に係る期限設定のガイドライン等を作成する際の基礎とすることを期待するとされています。
- (3) そこで当協会においては、平成 17 年 5 月 19 日に全日本菓子協会が策定した「菓子類の期限表示設定のためのガイドライン」を踏まえて、「ビスケット類の期限表示設定のためのガイドライン」を策定し、今後、各会員がガイドラインを作成する際や期限表示を設定する際の参考に資することとします。

2 客観的な項目(指標)の設定

(1)設定の考え方

客観的な項目(指標)としては、「理化学試験」、「微生物試験」及び「官能試験」がありますが、どの試験を活用して期限を設定するかは、次のような菓子類の特性や菓子の産業構造に即して、菓子の種類ごとにその必要性、実行可能性等に配慮して設定することが必要になります。

ビスケット類は、大別して、ハードビスケット、ソフトビスケット、クラッカー、乾パン、パイ、その他加工品に分類され、さらにそれぞれのカテゴリー内においても多種、多様な製品があり、原材料及びこれによる水分、油脂分等の組成、製造方法、容器包装の種類、形態等も大きく異なります。

また、企業構造としても、中小企業から研究機関を有する大企業まで 様々な規模があり、また、その販売、流通形態も自ら製造して販売する ものから卸、小売を経由する流通菓子にいたるまであります。

(2)理化学試験を設定する場合

ビスケット類の品質劣化を理化学的分析法によって評価するもので、原材

料に油脂類を使用するものについては、過酸化物価(POV)及び酸価(AV)、水分含有率が比較的高いビスケット類については水分活性(AW)、また、ビタミン等の栄養補給をねらいとするビスケット類については栄養成分含有量等それぞれのビスケットの特性に応じて試験項目を選択することとします。

(3)微生物試験を設定する場合

ビスケット類の品質劣化を微生物学的分析法によって評価するもので、水 分含有率が比較的高いものについては、一般生菌数、大腸菌数等ビスケット の特性に応じて指標項目を設定します。

(4)官能試験を設定する場合

ビスケット類の性状、品質を人間の視覚、味覚、嗅覚等の感覚を通して、 評価するものです。指標としては、外観(色、光沢、型崩れ、離水、離油、 結晶析出等) 食感(口当たり、口解け、嚥下の状況等) 食味(香り、味、 旨み等)が挙げられます。

ビスケット類については、品質の劣化の状況が他の菓子類に比べて遅いという特性から、官能試験の実施に際しては、得られたデータの信頼性と妥当性を高くするため、適切にコントロールされた条件下で、適切な被験者(パネラー)による的確な方法によって実施される必要があります。

このため、外観、食感、食味等のそれぞれについてビスケット類の特性に合わせて細項目を定め、その見方を決めて統一しておきます。品質評価の基準については、試験項目ごとに5段階評価等の基準を予め定めておき、客観的な数値で表せるようにします。判定方法については、品質評価基準のどの評価で試験に基づく期限とするか、また、複数の者の評価が異なった場合の取扱い等予め判定の仕方を決めておきます。

3 試験の前提となる容器包装、保存方法等の条件

ビスケット類の品質劣化の進み具合は、包装の材質、状態や保存方法によって大きく左右されます。試験に当たっては、ビスケット類が製造され、流通、販売される状態の包装を維持し、温度等の保存方法については、その商品の表示などに定められた状態を維持します。特に保存方法の定めがない場合には、消費者が通常保存するであろう状態を想定して保存するものとします。

4 特性が類似しているビスケット類の期限設定

ビスケット類は商品アイテムが多数あり、商品サイクルの早いものが多い という特徴がありますが、一方で、品質特性が類似している商品も多く、品 質劣化に関する特性に至っては全く同じといえるものも少なくないことが知られています。期限表示のための試験は、本来全てのアイテムについて実施することが望ましいのですが、このように特性が類似しているビスケット類については、類似したビスケット類の期限を採用することができます。

5 試験実施者及び試験体制

ビスケット類の試験に当たっては、複数の者で結果を検証できるような体制を整備した上で、責任者を決めておくこととします。特に官能試験の実施に当たっては、十分な評価能力を備えた複数の被験者で試験を実施し、その結果について十分検討を行い、客観的なものとなるよう努めるものとします。

6 期限表示の設定

ビスケット類の種類ごとに期限を設定する場合には、試験によって得られた期限を基準として、そのビスケットの保管日数、流通段階の滞留日数、消費者段階での保存状況等を勘案して余裕のある期限設定を行うものとします。ビスケット類の特性や製造、流通、販売の状況から一定の係数(安全)をかけて期限設定できるものについてはこれを基本とします。

7 データの整備、保管

期限設定の根拠となる試験結果データについては、整備した上で、少なくとも表示期限を超えた一定期間まで保管することとし、消費者等から求められたときには、いつでも開示できるようにしておくこととします。